

平成23年度 教育委員会 第20回定例会 議案

1 日 時 平成24年1月25日（水） 午前9時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第38号議案 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を

改正する規則 … 1

<非>第39号議案 静岡地区新構想高等学校（仮称）の校名決定 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 38 号議案

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 1 月 25 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（平成7年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 条例第4条の別表に掲げる施設（以下「講堂等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による使用許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 講堂等の使用許可の申請の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日前10日までとする。ただし、<u>講堂等の使用が午後5時までに終了する場合の受付期間は、使用日の2月前から使用日前2日までとする。</u></p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 条例第4条の別表に掲げる施設（以下「講堂等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による使用許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 講堂等の使用許可の申請の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日前10日までとする。ただし、<u>講堂等のうち体育館及びテニスコートを除く施設を土曜日及び日曜日並びに平日の午後6時から午後9時までの時間に使用する場合の受付期間は、使用日の6月前から使用日前10日までとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、講堂等の使用が午後5時までに終了する場合の受付期間は、使用日の2月前又は6月前から使用日前2日までとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<第 38 号議案 概要>

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

利用者の利便性の向上及び開放施設の利用を促進するため関係条文を整備する。

2 改正の内容

研修業務等の実施に支障が生じない範囲において、使用許可申請の受付期間を 2 月前から 6 月前に変更するため所要の改正を行う。(第 4 条関係)

3 施行期日

公布の日

第19回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	重要無形民俗文化財の指定	1
2	静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成22年度業務の評価結果	2
	2月の主要行事予定	5
3	<非>平成23年度介護のための離職・再採用制度における再採用選考試験の経過及び結果	非
4	<非>平成23年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰(最終決定)	非

重要無形民俗文化財の指定

(文化財保護課)

1 要旨

牧之原市の蛭ヶ谷の田遊び（ひるがやのたあそび）が、1月20日(金)に開催された国文化審議会（会長 西原鈴子）において重要無形民俗文化財に指定するよう答申された。今回の指定を含め、県内の重要無形民俗文化財は9件となる。

2 蛭ヶ谷の田遊びの概要

- (1) 文化財の所在地 牧之原市蛭ヶ谷
- (2) 保護団体 蛭ヶ谷の田遊び保存会
- (3) 実施日 毎年2月11日
- (4) 文化財の概要

年の初めに稲作の過程を模擬的に演じて豊作を祈願する民俗芸能。蛭児神社境内に積み上げられた薪の点火を合図に、夕刻から夜更けにかけて楽器を使用せずに進行する。演目は番外2番を含めた17演目があり、前半には太刀や木刀を使った儀礼的演目があり、後半には「田打ち」「田植え」「稲刈り」など稲作の様を演じる演目が続く。

杉の葉を束ねて作った「ほた小僧」と呼ばれる人形を藁縄に結び付けて引き回したり、最後に社殿脇のサクラの幹に結び付けたりするなどユニークな特色を持つ。



「長本刀振り」



「田打ち」

(件 名)

静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成22年度業務の評価結果

(スポーツ振興課)

1 評価委員会設置の目的

静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場及び静岡県武道館については、平成20年度から指定管理者による管理運営が行われており、これらの施設の管理運営が、利用者サービスの向上と管理経費の縮減という指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか等について、客観的な評価を行うため、第三者の委員からなる評価委員会を設置し評価を行い、以後の管理運営に資する。

2 評価委員会の構成

氏 名	所属・役職	備 考
宮内 孝知 ◎	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授	大学有識者/スポーツ社会学
佐藤 克昭 ○	佐藤経済研究所 所長	経済・経営/中小企業診断士
川口 良子	合同会社デザイン・アープ 代表	建築/施設管理
土屋 正男	浜松日体中学校・高等学校 校長	体育施設利用有識者
岩水 素江	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	体育施設利用有識者

◎=委員長、○=委員長代理

3 評価委員会の開催状況

施設名	実施日	内容
静岡県立水泳場	【第1回】 平成23年10月26日	① 県からの報告 県が行った利用者アンケートの結果、履行確認結果等について報告
静岡県富士水泳場	【第2回】 平成23年11月9日	② 現地視察 ③ 指定管理者による事業実績説明 ④ 質疑応答 上記①及び③について質疑応答
静岡県武道館	【第3回】 平成23年12月27日	⑤ 意見交換及び評価 意見交換後、委員ごとに評価を実施 ⑥ 評価・講評 委員会としての評価の決定及び各委員からの講評

4 評価方法

以下の「評価の視点」「評価項目」に基づき、委員ごとに評価を行い、各委員の採点の平均点に基に評価区分を決定した。総合評価は各評価項目の得点の合計により評価区分を決定した。

評価の視点	評価項目		配点
○施設の管理運営を適切に行っているか	①	社会体育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	20
○競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興を推進するという使命を十分に果たしているか	②	社会体育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	20
	③	公の施設としての適切な経営	20
	④	競技力の向上及び指導者の養成	20
	⑤	県民の健康増進とスポーツの振興	20
計			100

(評価区分)

評価区分	基準	意味
優	配点の85%以上	大いに評価できる
良	同 70～85%未満	評価できる
可	同 50～70%未満	普通
要改善	同 50%未満	改善を要する

5 評価結果

施設名	指定管理者	評価区分		主な評価点 (良いと評価した取り組み等)
		総合	評価項目別	
静岡県立水泳場	静岡県体育協会グループ	優	① 優	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間の細分化、自主事業の展開など利用者サービスの向上に取り組んでおり、結果として利用者の満足度及び再利用希望も高く、概ね適切な管理運営がなされている。 ・競技団体と連携を図り、競技力向上と指導者養成のため、多くの大会や養成事業を開催していることは評価できる。
			② 優	
			③ 優	
			④ 優	
			⑤ 優	
静岡県富士水泳場	静岡ビル保善株式会社	優	① 優	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり、体力づくりなど利用者の立場からの運営管理が、民間会社のノウハウを活かし、適切になされている。 ・ホームページの充実等情報公開にも積極的であり、また、管理運営にあたる職員の資質向上にも努力している。
			② 優	
			③ 優	
			④ 優	
			⑤ 優	

施設名	指定管理者	評価区分		主な評価点 (良いと評価した取り組み等)
		総合	評価項目別	
静岡県武道館	静岡県体育協会グループ	優	① 優 ② 優 ③ 優 ④ 優 ⑤ 優	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会の開催や指導者養成に積極的に取り組み、本県の競技力向上に大きく貢献している。特に武道競技団体のみならず他の競技団体にも開放し、施設の多目的利用がなされていることは高く評価できる。 ・設置目的に合致した多目的施設としてカルチャー教室等も開催されており、子どもから高齢者まで幅広く利用されていることは評価できる。

6 委員会提言

施設名	指定管理者	主な提言 (今後改善や一層の努力を求めたい点等)
静岡県立水泳場	静岡県体育協会グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・台風被害によりプールの利用を休止している状況を踏まえ、県との協力のもと「事業継続計画 (BCP※)」等を作成するなど、不測の事態への対応の強化を望みたい。 ・狭い範囲の圏域からの利用者が主なため、ホームページの充実などの積極的な広報により一般利用者の増加に繋げる方策を期待する。
静岡県富士水泳場	静岡ビル保善株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・現在でも利用者の満足度が高い運営がなされているが、今後もより高い運営目標を設定し、地域から認められ、愛され、活用される施設となることが求められる。 ・自主事業について積極性は評価するが、経費が予算を上回っており、収支のバランスに留意されたい。
静岡県武道館	静岡県体育協会グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者拡大に努力は見られるが、利用者数が減少傾向にあるので、自主事業の拡大、利用者目線にあった運営等をより期待したい。 ・ホームページ等を充実し、施設の役割や事業の成果について広報するなど、地域のコミュニティ施設としての運営が望まれる。

※Business Continuity Plan の略。地震、風水害、火災などの緊急事態が発生し、企業が通常の事業活動を営むことができなくなった際に、可能な限り短期間に重要度の高い中核的な業務を再開させるための計画。

報告事項

平成 24 年 1 月 25 日

(件 名)

2 月の主要行事予定

日 時	行 事 名	会 場 等
2/2 (木) 終日	◎移動教育委員会	三島市立三島北中学校
2/9 (木) 午前	◎教育委員会定例会 (2月第1回)	県庁西館 7階 教育委員会議室
2/23 (木) 午前	◎教育委員会定例会 (2月第2回)	県庁西館 7階 教育委員会議室

◎全委員